環境計量証明事業者各位

大阪府計量検定所検査課

大阪府証紙廃止に伴う計量証明検査手数料の納付方法について

日頃から本府の計量行政にご理解ご協力をいただき、お礼申し上げます。

証明検査の申請等に必要となる手数料については、大阪府証紙を購入していただくことにより納付していただいておりましたが、平成30年10月1日の大阪府証紙の廃止に伴い、原則として現金による納付をしていただくようになっております。

これに伴い、計量検定所では、特定計量器等検定検査に係る手数料収納事務を「一般社団法人大阪府計量協会」に委託し、同事務局内に手数料納付窓口を設置しておりますので、こちらにて現金による納付をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、事務局で手数料を現金納付されますと、以下の書類が発行されますので、「② 大阪府手数料納付済証(大阪府行政事務申請手続き用)」を申請書に貼付し、検査課担 当者にご提出ください。

記

【一般社団法人大阪府計量協会発行書類】

- ① 領収書
- ② 大阪府手数料納付済証(大阪府行政事務申請手続き用)

【参考:検定所HP】

http://www.pref.osaka.lg.jp/keiryo/tesuuryounouhu1/index.html